

令和5・6年度 建設工事 入札参加資格審査申請書提出要領 守口市水道局

守口市水道局が発注する建設工事の入札に参加しようとする方は、この要領により申請してください。

1. 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- (2) 建設業法第27条の23第1項の審査を受けた者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 2年以上の営業実績がある者
※営業開始日から2年以上経過していない場合は、登録できません。
- (5) 申請業種において、直前3か年の間に施工実績がある者
※総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の完成工事高の2年又は3年平均の数値が0又は表示なしの場合は、その業種での登録はできません。
- (6) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札等参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (7) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
※加入又は適用除外の確認は、原則、提出書類7 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）で行います。

2. 受付期間

令和4年10月3日から令和7年3月31日まで

※受付完了後速やかに審査事務を行います。申請の混雑状況等によっては審査完了までに1-2カ月期間を要する場合があります。

3. 資格有効期間

資格審査完了日から令和7年3月31日まで

4. 提出方法

- (1) 「令和5・6年度 建設工事 申請用ファイル」をダウンロード（保存）する。
- (2) 「令和5・6年度 建設工事 申請用ファイル」の基本情報シートに必要事項を入力する。
- (3) (2) で入力した「令和5・6年度 建設工事 申請用ファイル」から必要書類を印刷し、P5 [8. 提出書類] に示すその他の提出書類と併せ、P3 [5. 書類の綴じ方] のとおりフラットファイルに綴じる。
- (4) (3) のフラットファイルを下記へ郵送する。

■郵送先■

〒570-0008

守口市八雲北町3丁目37番31号

守口市 水道局 総務課 業者登録担当宛

- ・郵送方法は問いません。（普通郵便可）
 - ・返信用はがき・返信用封筒による提出書類の受領確認の返信はいたしかねます。
- ※水道局が書類を受領したことを確認したい方は、特定記録郵便、書留郵便、レターパック等、記録が残る方法で送付してください。

5. 書類の綴じ方

(1) フラットファイル

A4（タテ）サイズ左綴じの紙製のもの（色の指定はなし）。

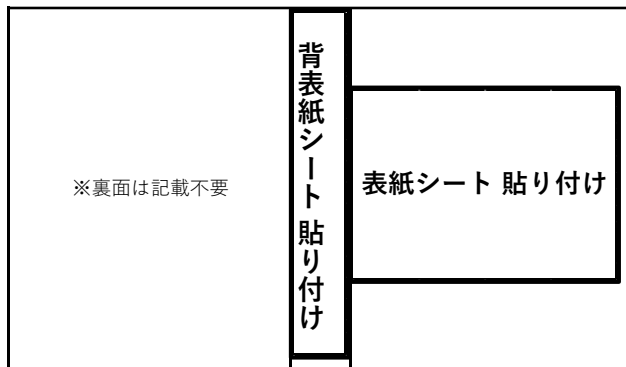
(2) フラットファイルの表紙及び背表紙

「表紙・背表紙シート」を貼付すること。

(3) 提出書類チェックリスト

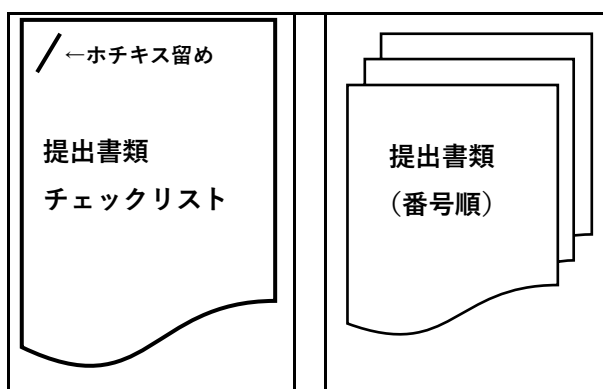
- ① 提出書類を郵送する前に、本チェックリストで書類の確認をすること。
- ② 太枠内の必要事項とチェック欄を記入後、フラットファイルの左側に提出書類チェックリストをホチキス留めにすること。

○フラットファイル表面



表紙及び背表紙に「表紙・背表紙シート」を貼り付ける。

○フラットファイル中面



左側
提出書類チェックリストをホチキス留めにする。
右側
提出書類の左側に綴じ穴を開け番号順に綴じる。

6. 審査結果

- (1) 資格審査結果については、入札参加有資格者名簿への掲載をもって資格審査結果通知とします。
- (2) 入札参加有資格者名簿は総務課窓口及び守口市ホームページ（ホーム >各課の案内 >守口市水道局 >業者登録（入札参加資格審査申請） > 入札参加有資格者名簿において掲載しています。

https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/moriguchishisuidokyo/gyoushatouroku_suido/15362.html

※電話等により資格審査結果をお問い合わせいただいたとしても、お答えできません。

7. 注意事項

- (1) 書類の日付は、提出される日を必ず記入してください。
※日付の記入がない場合は、守口市水道局が収受した日を提出日とみなします。
- (2) 証明書類は、申請書提出時点から3カ月以内に発行されたものを提出してください。
- (3) 書類に不備がある場合は受付できませんので、提出前に十分確認してください。
- (4) 申請内容に虚偽があった場合は、入札参加停止を行う場合がありますので、ご注意ください。
- (5) 申請書提出後に申請事項に変更が生じたときは、変更届を提出してください。変更届に必要な書類については、守口市ホームページに掲載している本市指定様式を使用してください

（ホーム >各課の案内 >守口市水道局 >業者登録（入札参加資格審査申請） > 登録内容の変更（変更届））

https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/moriguchishisuidokyo/gyoushatouroku_suido/15363.html

(6) 入札参加資格審査完了後であっても、総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の有効期間（1年7カ月）が経過すると入札に参加できなくなります。有効期間が経過するまでに必ず新しい総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）を取得し、その写しを提出してください。

8. 提出書類

※証明書類は、申請書提出時点から3カ月以内のものを提出してください。

番号	エクセル 申請用 ファイル	提出書類	対象者
1	○	提出書類チェックリスト[建設工事]	全事業者
		※フラットファイルの中間左側にホチキス留めにする。	
2	○	表紙・背表紙シート	全事業者
		※フラットファイルの表紙及び背表紙に貼り付けてください。	
3	○	入札参加資格審査申請書[建設工事]	全事業者
4		守口市建設工事入札参加資格審査申請シート もしくは 入札参加資格審査申請書[建設工事] P2	全事業者
		※守口市ホームページ総務課内「業者登録受付システム」より業者情報を入力後、印刷した申請シートを添付してください。(以前登録済みの方も、新規で再登録してください。) ※入力方法等については、P9「資料2 業者登録受付システムマニュアル(建設工事)」を参照してください。 ※守口市水道局のみで登録をする場合、「守口市建設工事入札参加資格審査申請シート」は添付せず、「入札参加資格審査申請書[建設工事] P2」を添付してください。	
5		建設業許可通知書【写し可】	全事業者
		国土交通大臣又は知事の許可通知書を提出してください。 ※許可通知書を受領されてから、許可業種等、届出内容に変更が生じている場合は、その都度の建設業許可変更届の写しも併せて提出して下さい。	
6	○	営業所一覧表	本社・本店以外で登録する事業者のみ
		※本市様式、独自様式又は、建設業許可申請時に添付した営業所一覧でも可。 ※「5 建設業許可通知書」の内容と同一のものを提出してください。	
7		総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)【写し可】	全事業者
		※申請日時点で、有効な通知書を提出してください。 ※有効期限(1年7か月)が切れる前に必ず最新のを送付してください。	
8		雇用保険・健康保険・厚生年金保険加入状況確認書類【写し可】	「7 総合評定値通知書」記載の「その他の審査項目(社会性等)」にて「無」となっている事業者のみ
		※雇用保険：納入通知書及び領収書など、雇用保険の加入又は適用除外が確認できる書類 ※健康保険・厚生年金保険：それぞれの保険料納入告知額・納入済額通知書など、健康保険・厚生年金保険の加入又は適用除外が確認できる書類 ※適用除外の場合を除き、加入が無ければ登録できません。	
9		建設業退職金共済事業未加入理由書【任意様式】	「7 総合評定値通知書」記載の「その他の審査項目(社会性等)」にて「無」となっている事業者のみ
		※加入履行証明書の提出でも可。	
10	○	工事経歴書	全事業者
		※本市様式又は独自様式 ※申請する登録業種ごとに全て作成してください。希望順位順に並べること。	
11	○	技術職員名簿	全事業者
		※本市様式又は独自様式	

番号	エクセル 申請用 ファイル	提出書類		対象者	
12	○	使用印鑑届兼委任状（入札、契約の締結、契約代金の請求・受領等に使用する印鑑）		全事業者	
		※支店等の受任者を選任する場合は受任者を記入してください。			
13	○	誓約書		全事業者	
		※守口市暴力団排除条例の規定に基づくものです。			
14		印鑑証明書【写し可】		全事業者	
15		国税 納税証明書 【写し可】	法人	納税証明書その3の3（法人税・消費税及び地方消費税）	全事業者
			個人	納税証明書その3の2（所得税・消費税及び地方消費税）	
16		地方税 納税証明書 【写し可】	法人	法人市民税：直前1か年分（未納のない証明可）	全事業者
				※支店等で登録の場合は、支店等のある市町村の証明書	
			個人	市民税：直前1か年分（未納のない証明可）	
		※未納のない証明可。 ※道府県民税は不可。都民税は可。			
<p>【15・16共通】</p> <p>※課税が0円の場合は、非課税の証明書を提出してください。</p> <p>※移転等の理由により納税証明書が発行できない場合は、理由書（任意様式）と移転前の納税証明書を提出してください。</p> <p>※法人・支店設立後間がなく、納税証明書が発行できない場合は、以下書類を提出してください。 （法人の場合）法人設立前に個人で営業していた場合は、個人の納税証明書と理由書（任意様式） （支店の場合）開設届と本店の納税証明書直前2か年分</p>					
17		商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【写し可】		法人事業者のみ	
		※申請書等に記載する住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、理由書（任意様式）を提出してください。			
18		固定資産税納税証明書（直前1か年分）又は賃貸借契約書【写し可】		守口市内（本店・支店・営業所）の事業者のみ	
		<p>※課税が0円の場合は、非課税の証明書を提出してください。</p> <p>※法人として証明書が発行できない場合は、<u>住所が会社の所在地と一致する代表者個人の証明書</u>を提出してください。 <u>住所が会社の所在地と一致する代表者個人の証明書</u>が発行できない場合は、理由書（任意様式）を提出してください。</p> <p>※賃貸借契約書が提出できない場合は、理由書（任意様式）を提出してください。</p> <p>※法人・支店設立後間がなく、納税証明書が発行できない場合は、以下書類を提出してください。 （法人の場合）法人設立前に個人で営業していた場合は、個人の納税証明書と理由書（任意様式） （支店の場合）開設届と本店の納税証明書直前1か年分</p>			

番号	エクセル 申請用 ファイル	提出書類	対象者
19	○	事務所の付近見取り図（各A4判）	守口市内（本店・支店・営業所）の事業者のみ
		※地図等の貼り付け可	
20		事務所の写真	守口市内（本店・支店・営業所）の事業者のみ
		※事業所全体と看板等の名称が確認できるもの ※パンフレット可	
21	○	主任・監理技術者名簿	守口市内（本店・支店・営業所）の事業者のみ
		※本市様式 ※監理技術者資格者証又は健康保険被保険者証（国民健康保険被保険者証は不可）の写しを添付してください。（記号、番号、QRコードにはマスキングすること） ※上記の証明書類が提出できない場合は、特別徴収の通知書（課税者リスト）を添付してください。 ※技術職員が個人事業主で、上記の証明書類が提出できない場合は、所得税確定申告書のうち収支内訳書又は青色申告書（専従者給与額及び給料賃金額がわかるもの）の写し及び事業主の国民健康保険被保険者証の写しと住民課税証明書の写しを添付してください。	
22	○	配水管布設工事経歴書（様式F）および契約書の写し	守口市内（本店・支店・営業所）の事業者のみ
		※配水管布設工事の入札参加を希望する場合は要提出 ※直前10年間の施工実績を記載してください。	

※返信用はがき・返信用封筒による提出書類の受領確認の返信はいたしかねます。

市水道局が書類を受領したことを確認したい方は、特定記録郵便、書留郵便、レターパック等、記録が残る方法で送付してください。

※資格審査結果については、書面通知しません。（返信用封筒は不要です）

守口市ホームページに掲載の入札参加有資格者名簿の閲覧により確認してください。

9. 問い合わせ先

守口市 水道局 総務課 業者登録担当

TEL：06-6991-6774（平日9時から17時30分まで）

※「工事の業者登録について」とお問い合わせください。

業者番号がお分かりの方は併せて「業者番号」をお伝えください。

FAX：06-6994-0109

mail：Suido_soumu@city-moriguchi-osaka.jp

資料1 建設業種一覧表

※支店・営業所等で契約の場合は、支店・営業所等として許可を得ている建設業種に限ります。

※申請できる業種の数、市内業者は4業種以内・市外業者は3業種以内で

番号	業 種	番号	業 種
1	土木一式	16	ガラス
2	建築一式	17	塗装
3	大工	18	防水
4	左官	19	内装仕上
5	とび・土工・コンクリート	20	機械器具設置
6	石	21	熱絶縁工事
7	屋根	22	電気通信
8	電気	23	造園
9	管	24	さく井
10	タイル・れんが・ブロック	25	建具
11	鋼構造	26	水道施設
12	鉄筋	27	消防施設
13	ほ装	28	清掃施設
14	しゅんせつ	29	解体
15	板金		

